

ニュースレポート

令和 4 年 1 月 20 日

報道機関各位

消防本部総務課

タイトル 赤穂市消防職員の懲戒処分の発令について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	赤穂市消防職員の懲戒処分の発令について
日時	処分発令日 令和4年1月20日
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと） 令和4年1月20日付で別紙のとおり消防職員の懲戒処分を行いました。	
問い合わせ先	部課係名：消防本部総務課 担当者名：久野 電 話：0791-43-6881 内線（ 5203 ） F A X：0791-45-0119

○添付資料 有 無 ○ホームページへの掲載 有 無 ○議会報告 有 無

赤穂市消防職員の懲戒処分について

赤穂市懲戒審査委員会を開催し審議した結果、令和4年1月20日付で次のとおり懲戒処分を行いました。

記

- 1 被処分者 消防本部 主査
- 2 処分事由 窃盗
- 3 処分内容 停職3か月
- 4 処分概要 令和3年10月31日（日）に姫路市内のショッピングモール内において衣料品を窃盗し、12月6日（月）網干警察署に窃盗容疑で逮捕された。
被処分者は上記の容疑事実を認めたうえ、被害店舗とは示談が成立し被害届は取り下げられ、検察も不起訴としたところであるが、市民の安全安心な暮らしを守る消防職員がこのような事件を起こした責任は重く、停職3か月の懲戒処分とした。

消防長コメント

消防本部 主査の懲戒処分について

市民の皆様の安全安心な暮らしを守る消防職員が犯罪を起こし、市民の皆様の信頼を大きく損ねましたことを心から深くお詫び申し上げます。当該職員には、厳正な処分をもって対応したところであります。

職員には消防職員としての使命と責任を自覚するよう改めて求めておりますが、これまでも増して服務規律の遵守と綱紀粛正を徹底し、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

令和4年1月20日

赤穂市消防長 平野 勝 則